平成29年加茂市議会6月定例会会議録(第3号)

7月6日

議事日程第3号

平成29年7月6日(木曜日)午前9時30分開議

- 第1 第43号議案から第49号議案まで
- 第2 第50号議案から第68号議案まで

本日の会議に付した事件

日程第1 第43号議案 平成29年度加茂市一般会計補正予算(第4号)

第44号議案 新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第45号議案 新潟県加茂市職員の退職手当支給に関する条例の一部改正について

第46号議案 加茂市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第47号議案 加茂市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

第48号議案 市道路線の認定について

第49号議案 市道路線の変更について

日程第2 第50号議案 農業委員会委員の任命について(小柳成吾氏)

第51号議案 農業委員会委員の任命について(坂上辰彦氏)

第52号議案 農業委員会委員の任命について (今井和幸氏)

第53号議案 農業委員会委員の任命について (梅田守康氏)

第54号議案 農業委員会委員の任命について (飯岡佐治雄氏)

第55号議案 農業委員会委員の任命について(近藤サチ子氏)

第56号議案 農業委員会委員の任命について(佐藤愛子氏)

第57号議案 農業委員会委員の任命について (坂内長市氏)

第58号議案 農業委員会委員の任命について(永井尚文氏)

第59号議案 農業委員会委員の任命について(長谷川正典氏)

第60号議案 農業委員会委員の任命について(増井敬治氏)

第61号議案 農業委員会委員の任命について (笠間栄一氏)

第62号議案 農業委員会委員の任命について (加茂重夫氏)

第63号議案 農業委員会委員の任命について (西村修市氏)

第64号議案 農業委員会委員の任命について (渡邊繁明氏)

第65号議案 農業委員会委員の任命について(小目向和雄氏)

第66号議案 農業委員会委員の任命について (淺川和夫氏)

第67号議案 農業委員会委員の任命について (吉村陽介氏)

第68号議案 農業委員会委員の任命について(小池俊木氏)

〇出席議員(17名)

1番 三沢嘉男君 2番 藤田明美君 3番 白 川 克 広 君 4番 佐藤俊夫君 大 平 一 貴 君 5番 6番 浅 野 一 明 君 7番 保 坂 裕 一 君 滝 沢 茂 秋 君 8番 森山一理君 10番 11番 山田義栄君 12番 中野元栄君 13番 安 田 憲 喜 君 14番 茂 岡 明与司 君 15番 博 務 君 樋口 17番 樋口浩二君 16番 安武秀敏君 関 龍雄君 18番

○欠席議員(なし)

〇欠員議員 (1名)

					-												
○説明 <i>0</i>	りため出席	第し た	:者														
	市		長	小	池	清	彦	君	副	Ī	打	長	吉	田	淳	$\vec{-}$	君
	顧		問	中	野		清	君	総	務	課	長	五	十嵐	裕	幸	君
	企画財	政課	長	武	内		豊	君	税	務	課	長	鶴	巻	信	$\vec{-}$	君
	農林	課	長	近	藤	直	樹	君	教	育多	. 光 課 委 員 : 育 課	会	明	田川	太	門	君
	市民	課	長	青	木	敏	男	君	健	康	課	長	車	谷	憲	繁	君
	建設	課	長	金	子	正	文	君	都水環	市計 道 境	画調局課	· 長 長 長	樋	П	敏	晴	君
	下水江	道 課	長	和	田	利	政	君	加斯市民 「加了	騰·穩 福祉交 養 育	務けど外流である。	 張 ター 所長	青	柳	芳	樹	君
	会 計	課	長	井	上		毅	君	教	Ī	育	長	殖	栗	敏	夫	君
	教育 学校教			栢	森	耕っ	大郎	君			委 員会 館		宇	田		滋	君
	教育 经公民	委 員 館	会長	和	田	正	利	君	教図	育 <i>勃</i> 書	委 員 館	会長	珊	瑚		保	君
	監 査事 務	委局	員長	吉	田	裕	之	君	農事		委 員 局	会長	佐	野	雅	好	君

〇職務のため出席した事務局員

事務局長菅家裕君係長美原弘美君

係 長 石津敏朗君 主 査 吉田和実君

嘱託速記士 臼杵 加奈子 君

午前9時30分 開議

○議長(森山一理君) これより本日の会議を開きます。

これより議事日程第3号に入ります。

日程第1 第43号議案から第49号議案まで

○議長(森山-理君) 日程第1、第43号議案から第49号議案までを一括議題といたします。

各常任委員会における付託議案の審査の結果について、各委員長より報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、6番、浅野一明君。

〔総務文教常任委員長 浅野一明君 登壇〕

○総務文教常任委員長(浅野一明君) おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました議案 について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第43号議案平成29年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員 会所管の部分についてほか3件でありまして、これについて去る7月4日委員会を開催し、慎重に審査 を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

まず、第43号議案のうち本委員会所管の部分、第45号議案及び第46号議案の以上3件について、 内容の説明を求め質疑を行いましたが、特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって 原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

また、第44号議案については、内容の説明に対し質疑、討論を行い、採決の結果、反対多数をもって否決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長(森山一理君) 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森山一理君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長、3番、白川克広君。

〔產業建設常任委員長 白川克広君 登壇〕

○産業建設常任委員長(白川克広君) おはようございます。産業建設常任委員会から報告いたします。 産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第43号議案平成29年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員

会所管の部分についてほか 2 件でありました。これについて去る 6 月 2 9 日委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第43号議案のうち本委員会所管の部分、第48号議案及び第49号議案の以上3件について、それ ぞれ内容の説明を求め質疑を行いましたが、特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致で原 案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長(森山一理君) 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(森山一理君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、社会厚生常任委員長、5番、大平一貴君。

〔社会厚生常任委員長 大平一貴君 登壇〕

〇社会厚生常任委員長(大平一貴君) おはようございます。社会厚生常任委員会に付託されました議案 について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第43号議案平成29年度加茂市一般会計補正予算のうち本委員 会所管の部分についてほか1件でありまして、これについて去る7月3日委員会を開催し、慎重に審査 を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第43号議案のうち本委員会所管の部分及び第47号議案の2件について、それぞれ内容の説明を求め質疑を行いましたが、特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長(森山一理君) 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森山一理君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって各委員長に対する質疑を終結いたします。…… (7番滝沢茂秋君「議長」と呼ぶ) 7番、滝沢茂秋君。

- ○7番(滝沢茂秋君) 修正動議を提出いたしますので、休憩をお願いいたします。
- ○議長(森山一理君) 暫時休憩をいたします。

午前 9時35分 休憩

午前10時10分 開議

○議長(森山一理君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩中に、第44号議案新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対し、滝沢茂秋君外2名から、お手元に配付(111頁参照)のとおり修正の動議が提出されました。

この際、提出者の説明を求めます。

7番、滝沢茂秋君。

〔7番 滝沢茂秋君 登壇〕

○7番(滝沢茂秋君) それでは、提出いたしました修正案について御説明さしあげます。お手元に資料 (112頁参照)が配付されていると思いますので、まずは修正案を朗読させていただきます。

新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように 修正する。

「別表執行機関の部監査委員の項中「月額5万8,000円」を「月額9万9,000円」に改める。」を「別表執行機関の部監査委員の項中「月額5万8,000円」を「月額6万2,000円」に、「月額3万6,100円」を「月額3万8,500円」に改める。」に修正するというものであります。

また、一緒に添付させていただきました対照表 (113頁参照) について、これを参照いただきながら説明をいたします。この対照表は、左側がさきに上程されました改正案、右側が今回修正を提案させていただいた修正案の表になります。

さきに上程された改正案は、監査委員についてその責務を鑑み、識見監査委員の報酬月額を新潟県で 最も高い長岡市に倣い、9万9,000円まで引き上げたいというものであります。

加茂市において、識見監査委員の職務が他市町村と比較して大きいものであることについては一定の 理解を示すところでありますが、市の財政状況や規模を考えるとき、県下で最も高い報酬とすることに ついては賛同しかねるところであります。

そこで、このたびの修正は、近隣市の状況を勘案し、燕市と同額の6万2,000円、これは現状の5万8,000円という報酬に4,000円、率にして約7%の増でありますが、この金額を修正案として提案するものであります。

また、議選の監査委員につきましては、今回の識見監査委員の増加率約7%を基準に、現状の3万6,100円から3万8,500円、金額にして2,400円の増を修正案として提案いたします。

どうか皆様の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(森山一理君) 提出者の説明が終わりました。

修正案に対し、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森山一理君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森山一理君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

最初に、第44号議案新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について を採決いたします。

まず、本案に対し、滝沢茂秋君外2名から提出されました修正案について採決いたします。

この採決は、起立により行います。…… (「投票」と呼ぶ者あり)

ただいま無記名投票の要求がありますが、確認をいたします。

無記名投票を要求する諸君は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長(森山一理君) この採決については、樋口博務君外 2 名から無記名投票によられたいとの要求が ありますので、無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場 閉鎖〕

○議長(森山一理君) ただいまの出席議員数は15人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙 配付〕

○議長(森山一理君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森山一理君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱 点検〕

○議長(森山一理君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本修正案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載を願います。 なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則 第72条第2項により否とみなします。

1番から順次投票を願います。

〔各員 投票〕

○議長(森山一理君) 投票漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森山一理君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場 開鎖〕

〇議長(森山一理君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番、佐藤俊夫君及び15番、樋口博務君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

〔投票 点検〕

○議長(森山一理君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち 賛成 15票

反対 0票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した第44号議案の施行期目について採決いたします。

修正議決した第44号議案の施行期日については、原案のとおり平成29年8月1日とすることに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森山一理君) 御異議なしと認めます。よって、施行期日は、原案のとおり平成29年8月1日 とすることに決しました。

次に、第45号議案から第47号議案までの各条例の一部改正についての3件を一括して採決いたします。

以上3件について、委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は、委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(森山一理君) 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は、各委員長の報告のとおり可決 されました。

次に、第48号議案及び第49号議案の市道路線の認定及び変更についての2件を一括して採決いた します。

以上2件について、委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は、委員長の報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森山一理君) 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第43号議案平成29年度加茂市一般会計補正予算を採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は、委員長報告のとおり可決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(森山一理君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 第50号議案から第68号議案まで

〇議長(森山一理君) 次に、日程第2、第50号議案から第68号議案までの19件の農業委員会委員 の任命についてを一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

[市長 小池清彦君 登壇]

○市長(小池清彦君) ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。 第50号議案から第68号議案までは、農業委員会委員の任命についてであります。これは、各議案 の19名の方を本年7月20日付で本市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律 第8条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の 上、全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

ちょっと補足させていただきますと、やはり民主的に農業委員を選んだほうがいいと、このように思いまして、一般の農業委員につきましては募集をいたしまして、15人を超えた場合には予備選的な選挙をしていただきたいということで募集したわけでございますが、ちょうど15人の方々が出てこられたわけであります。地域的に申しますと七谷の方が、今までは16名ですから、5名であったのですが、それが4名に減っておると。地域的に見るとそういうことになりまして、15人で出てまいりまして、選挙をやらないことになりまして、私といたしましては、お一人お一人の方を今度は市長任命でございますから、議会の御同意いただいた上で市長が任命するわけですから、市長として不適当な方があられると思えば議会に御同意をお願いしないことになるわけですが、拝見いたしましたところそういう不適任な方はおられないと、そのように精査いたしましたが、判断をいたした次第でございます。

さらに、農協、それから共済組合、それから加茂郷土地改良区のほうに推薦をお願いいたしましたところ、3人の方を推薦してこられまして、これも私が精査いたしましたが、御適任であると、そのように考えた次第でございます。

中立委員につきましては、これいろいろな関係で農業委員会等の職務と関係のある人がたくさん出て くるので、ちょっと参ったのですけれども、議案の方が適任であろうと、そういうふうに思いまして、 御提案申し上げる次第でございます。

そのような次第でございますが、何とぞよろしく御審議くださいまして、御同意をいただければ大変 ありがたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長(森山一理君) 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森山一理君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

ただいま議題となっております第50号議案から第68号議案までの19件の農業委員会委員の任命 についてを一括して採決いたします。

お諮りいたします。第50号議案から第68号議案までの19件の農業委員会委員の任命についての 各案件は、これに同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森山一理君) 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は、これに同意することに決しました。

○議長(森山一理君) 以上で本6月定例会に付議されました案件は、全部終了いたしました。 市長より閉会の挨拶があります。

〔市長 小池清彦君 登壇〕

○市長(小池清彦君) 長い期間にわたりまして熱心に御議論をなさってくださいまして、本当にありが とうございました。厚く御礼申し上げます。私のほうで御提案を申し上げました議案のうち、1件を除 いて御可決をいただきまして、本当にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

その 1 件につきましては修正可決されたわけでございまして、ありがとうございました。ただ、 4,000円のアップでは識見監査委員の方のお仕事を考えますと、本当に 4,000円上がったという ことはありがたいことなのですけれども、大局的に見ますとまだまだお気の毒だなという感じはいたしておるわけでございます。今後とも何とぞよろしく御高配くださいますようにお願い申し上げる次第でございます。

それはそれといたしまして、長い期間にわたりまして熱心な御議論をなさってくださり、本当にありがとうございました。このたびの豪雨につきましては、山島から信濃川に加茂大橋の下手のところで注ぐあの川だけが水はけをすることができなくなりまして、建設会社のほうにお願いをしてポンプを1台、これはリースされたものでありますが、それを備えつけまして排水をいたした次第でございます。それ以外は事なきを得たということでございますが、過去におきましては7.13があり、7.29がありますので、まだ7.13と7.29はこれから来る日取りでございますので、油断はならないと思っております。厳重に注意をいたしまして、遺漏なきを期したいと思っております。

これからだんだん夏本番の暑い時期になってまいります。どうかお一人お一人の先生方におかれましては、御健康にはくれぐれも御留意くださいまして、そういう中で大いに御活躍を賜りますように心から御祈念申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

○議長(森山一理君) これにて平成29年加茂市議会6月定例会を閉会いたします。

午前10時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

加茂市議会議員 茂 岡 明与司 加茂市議会議員 超 口 博 務 加茂市議会議員 安 武 秀 敏

総 第 4 3 5 号 平成29年 5月25日

加茂市長 小 池 清



土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(今回の220ケ所と前回の土石流30ケ所)の基礎調査の 県による公表に対しての加茂市長の談話

- 1 本日新潟県は、標記の基礎調査の結果を公表いたしました。
- 2 去る5月22日、当方は米山知事にお目にかかり、「前回の基礎調査(加茂市分は86ケ所)においては、泉田前知事は、必ず市町村長の同意を得た後、公表するように指示されたのであり、これは極めて妥当なことであって、今回もそのようにされるよう」要望いたしました。また、加茂市が基礎調査を検討するため、3ケ月程度の時間をいただきたい旨を併せて要望いたしました。
- 3 これに対し、米山知事は、「法律上は、土砂災害警戒区域と土砂災 害特別警戒区域を<u>指定する</u>場合は、市町村長の意見を聴くことになっ ているが、基礎調査については、市町村長の意見を聴くことにはなっ ていない。基礎調査の結果は早急に公表したいので、このたび公表い たしたい。」とのことでありました。
- 4 これに対し当方は、
 - (1) 米山知事は、市町村長の意見をよく聴いて県政を行うことを

公約しておられるのに、このたびの公表では、市町村長を完全に 無視している。

- (2) 基礎調査の結果は、<u>指定</u>と一体のものであり、その内容は同一のものである。
- (3) 前回は、基礎調査の急傾斜地56ケ所のうち、加茂市の指摘で 21ケ所が修正された後公表されている。今回も妥当でない箇所 が出てくる可能性が高い。
- (4) 前回の基礎調査の土石流30ケ所は、現実とかけ離れたあまり にも広すぎるものとなっており、県当局が再検討した後加茂市と 相談する約束になっているのに、その相談をせずに、県が一方的 に公表することは、約束違反の、信義にもとる重大な暴挙である。
- (5) 基礎調査の結果が公表されれば、市町村の住民の安心感に重大な影響を与えることになる。地価にも大きな影響を与え、特別警戒区域に指定されれば、山側に大きな壁を建てたり、特定開発行為の許可を受けたりしなければならず、住民の権利に重大な影響を及ぼすものであって、基礎調査の段階で市町村長も関与して、住民の幸福の確保に万全を期する必要がある。
- (6) 土砂災害特別警戒区域に指定されると、建て替える場合、山側に大きな壁を建てなければならず、料亭や寺院で致命的な打撃を受けるものが出てくるので、小京都加茂の景観を守るためにも、「指定」することに問題が生ずる可能性がある。従って、基礎調査の公表のみで、「指定」がなされない場合も大いにあり得ることであり、市町村長の関与は、基礎調査の段階において、絶対に必要である。

- (7) 法律によれば、警戒区域の指定がなされると、市町村防災会議は多くの事項を定めなければならず、市町村長も多くのことを住民に周知させなければならないことになっている。この作業は、事実上基礎調査結果が公表されたときに、始まることになる。そのためにも基礎調査の段階における市町村長の関与がぜひとも必要である。
- (8) 土砂災害防止法の根幹をなす国土交通大臣が定めた土砂災害防止対策基本指針には、「国、都道府県、市町村、住民それぞれの主体が十分に連携することが重要である。」と記されており、これがこの法律の根本精神である。

と申し上げたのですが、米山知事は、当方の要望を聴き入れず、法律 の形式論を楯にとって、公表を行うとのことでありました。

- 5 当方は、このように重要な事案について、市町村長を完全に無視し、 住民の幸福を軽視し、職権を強行しようとする米山知事の行動に同意 することはできないところであります。
- 6 県当局が、市町村長の意見を聴かずに基礎調査の公表を無理やりに 急ぐのは、県の基礎調査がコンサルタントまかせのものであって、そ の内容に自信がないからではないかとの疑念を抱かざるをえません。
- 7 しかしながら、米山知事は、法律の形式論を楯にとっておられる ことであり、公表を阻止することはできません。そこで当方は、 「これから、公表された基礎調査の中身を点検し、妥当でない箇所は、 これを指摘します。その結果、妥当でない箇所は、基礎調査の結果を

修正されますか。」と尋ねました。これに対して、米山知事は、「基礎調査の中身は、点検していただいて結構である。その結果、妥当でない箇所が出てくれば基礎調査の結果を修正する。」と答えられました。

- 8 つきましては、これから当方は、今回の基礎調査220ケ所(急傾 斜地109ケ所、土石流107ケ所、地滑り4ケ所)と前回の基礎調 査の土石流30ケ所について、点検を行い、妥当でない箇所があれば、 これをしつかりと指摘し、修正していただく所存であります。
- 9 従って、このたび県が公表した基礎調査の結果は、今後変り得るものであります。

建 第 972 号 平成28年10月17日

新潟県知事

泉田裕彦様

加茂市長 小 池 清 **新**野端岸

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の 基礎調査結果の公表について

標記について、貴台の急傾斜地に係る修正案の公表に同意します。なお、土石流については、さらに検討する必要があると考えます。

また、この修正案中の土砂災害特別警戒区域を指定する場合は、建物を 改築するとき傾斜地側に壁を建てたり、特定開発行為の許可を受けたりし なければならず、地価の下落等も起こり、寺院、料亭、その他の当事者に とって、大きな不都合を生ずることになるおそれがあります。土砂災害警 戒区域を指定する場合は、地価の下落等の不都合を生ずるおそれがありま す。

このたびの公表により、当事者は危険を承知することになり、それで法の目的は十分達せられたと考えますので、貴台におかれましては、この案を公表するにとどめ、指定することはなさらぬよう、衷心よりお願い申し上げます。

是而行为不明**高**數

長久手市では、高齢の方が徘徊などにより行方不明になった場合に、

地域の皆さんの協力を得て、早期に発見することで事故を未然に防ぐ取り組みを実施しています。 「行方不明高齢者保護ネットワークメール」を受信するには登録が必要です。(登録は無料です) ※ただし、必要機器類や通信経費等は利用者の負担となります。



情報は、携帯電話・パソコンいずれでも ご利用いただけます。

登録方法はこちら!

QRコードを読み取り、 空メールを送信してください。 (件名:本文不要)

QRコード読み取りが出来ない場合は

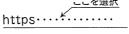
宛に送信してください。





数分以内に、登録用URLが 記載されたメールが届きます。

行方不明高齢者保護 ネットワーク事業の 仮登録が完了しました。 以下のURLから一週間 以内に本登録を実施し てください。





次へボタンを押します。

ユーザー情報登録
○メールアドレス



入力内容を確認し、 「登録」を、押します。



cyouju.nagakute-city@raiden.ktaiwork.jp

次の内容でよろしければ 「登録」を、再度編集する 場合は「戻る」を選択して ください。

○メールアドレス

戻る

登録



登録完了です。

登録の完了

以上で登録手続きは 完了です。



数分以内に、登録完了の お知らせメールが届きま

行方不明高齢者保護 ネットワーク事業への 登録が完了しました。

登録内容の変更・配信 解除は次のリンク先に アクセスしてください。

https://ssl······

電話:0561-56-0631 FAX:0561-63-2940 お問合せ》長久手市福祉部長寿課

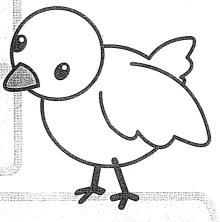
長久手市行方不明高齢者保護ネットワーク事業とは

市内在住の高齢者の方を対象に、徘徊などで行方不明になった場合に早期発見・保護に努めるネットワークのことです。長久手市と地域包括支援センターが協力して事業を行っています。

どのような取り組みなのか

高齢者の方が行方不明になった場合に、家族などからの情報提供を もとに市役所または地域包括支援センターからネットワーク事業登 録者にメールで携帯電話などに情報を配信します。

配信する情報は、性別、年齢、身体の特徴、服装、顔写真などです。 メールを受け取った、ネットワーク事業登録者は日常の生活の範囲内で高齢者の捜索を行い、発見、保護に努めます。



地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、医療、権利擁護などさまざまな面からサポートするために設けられた総合相談機関です。住み慣れたまちで、いつまでも健やかに生活していけるように、地域包括支援センターをご活用ください。

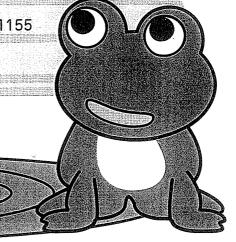
地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職が中心となって、お互いに連携しながら総合的に高齢者の生活を支えていきます。

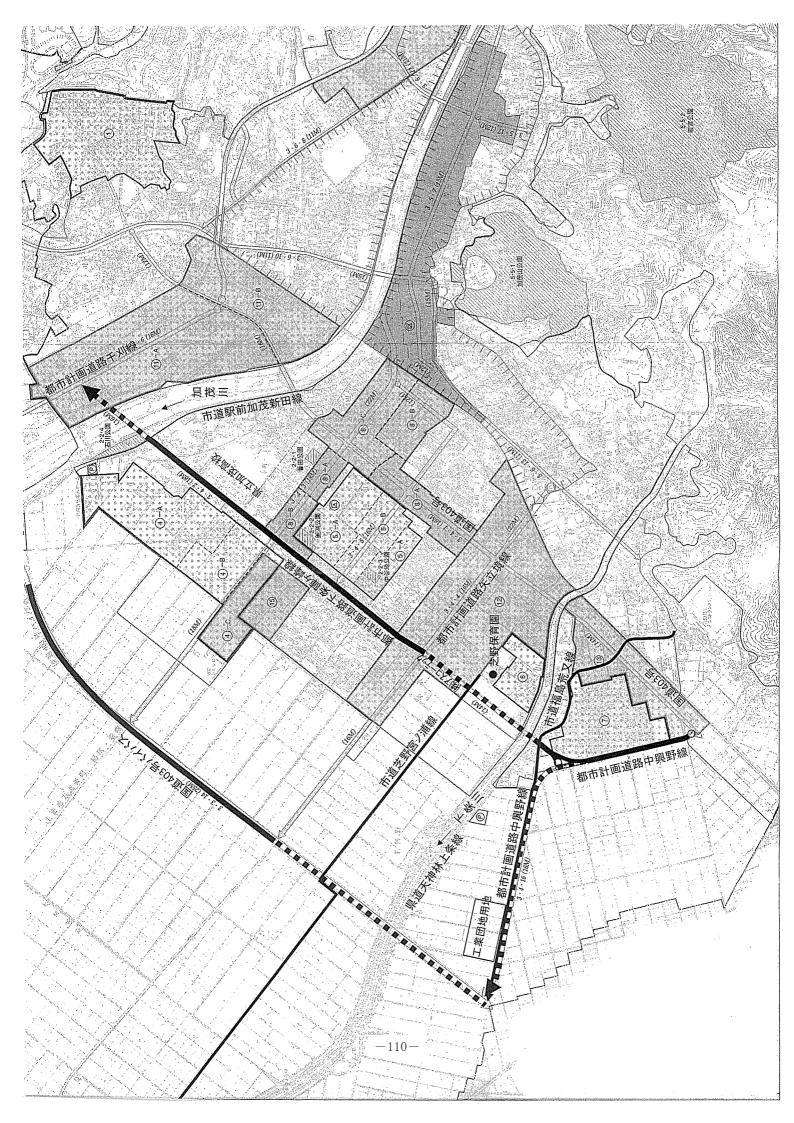
ご気軽にご相談ください。

●長久手小河東小河北小学校区の方は 長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター(0561)64-1155

●西小・南小・市が洞小学校区の方は

愛知たいようの杜地域包括支援センター (0561) 64-51.74





加茂市議会議長 森 山 一 理 様

 発議者
 加茂市議会議員
 滝
 沢
 茂
 秋

 同
 同
 樋
 口
 博
 務

 同
 同
 樋
 口
 浩
 二

第44号議案新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により、別紙の 修正案を添えて提出します。 に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案第四十四号議案新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償

を改正する条例の一部を次のように修正する。新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部

一○○円」を「月額三八、五○○円」に改める。」に修正する。中「月額五八、○○○円」を「月額六二、○○○円」に、「月額三六、額九九、○○○円」に改める。」を「別表執行機関の部監査委員の項「別表執行機関の部監査委員の項中「月額五八、○○○円」を「月

新潟県加茂市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案対照表

				 別 表							別表	
-	監査委員		区		ANGCOSTOCK MATTER NAME & SEPPONDE AND ANGCOSTOCK MATTER ANGCOSTOCK MATTE			監査委員		区		
	議会選任		分		改	ender Karpen in der Garden der Anders von der Ander		議 会 選 任 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番		分		修
略	月額三六、一〇〇円	略	報酬の額		正案	TO PROPERTY AND AND PROPERTY AND	略	月額三八、五〇〇円	略	報酬の額		正案
	"		費用弁償の額		en e			"		費用弁償の額		
	,			別表			Market				別 表	
	議 会 選 任 監査委員		区分		現			議 会 選 任 監査委員		分		現
略	月額三六、一〇〇円	略	報酬の額		行		略	月額三六、一〇〇円	略	報酬の額		行
	1		費用弁償の額							費用弁償の額		